

薬学部履修規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北海道医療大学学則(以下「学則」という。)第36条に基づき、薬学部学生の履修方法等に関し、必要な事項を定める。

(履修)

第2条 この規程において、履修とは、当該授業科目の授業時間数の70%以上に出席し、試験を受験する資格を得たことをいう。

2 前項に定める要件は、各学期配当各科目それぞれに満たさなければならない。

(修得)

第3条 この規程において、修得とは、当該授業科目を履修し、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定されたことをいう。

(失格)

第4条 この規程において、失格とは、第2条第1項に定める出席率が70%未満で、試験の受験資格がないことをいう。

(授業科目)

第5条 各学年において履修する授業科目及び単位数は、配当学年内に修得することを原則とする。

第6条 上級学年の者が、下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、下級学年の者は、上級学年配当の授業科目を履修することはできない。

(履修手続)

第7条 必修科目は、履修届を必要としないが、選択科目を履修するには、学期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目を選択し、指定された期限までに履修届を薬学課に提出し、登録をしなければならない。

2 前項により、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として45単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、選択科目中、特に履修することを指定した科目については、当該履修登録単位数の上限の対象としない。

第8条 指定された期限までに履修登録を行わなかった者は、当該学期における当該授業科目を履修することはできない。

第9条 履修登録した授業科目の変更、追加、取消等は、認めない。

(試験の種類)

第10条 試験には、定期試験・追試験・再試験及び薬学総合試験がある。

(定期試験)

第11条 定期試験とは、履修した科目の単位認定のために行う試験をいう。

(追試験)

第12条 追試験とは、第23条に定める「正当な理由」で定期試験を受験することができなかった者に対して行う試験をいう。

第13条 追試験の受験希望者は、「追試験受験申込書」を指定の期限までに提出し、手続きを完了しなければならない。

第14条 第23条に定める「やむを得ない事由」のない者は、追試験を受験することができない。

第15条 第13条に定める受験手続きを完了していない場合及び追試験を欠席した場合は、理由の如何を問わず、当該年度における当該科目の以後の受験を認めない。この場合、当該科目の評点は0点とする。

(再試験)

第16条 再試験とは、定期試験の結果が60点未満の者に対して行う試験をいう。

第17条 再試験の受験希望者は、「再試験受験申込書」に受験料(1科目2,000円)を添えて、指定の期限までに提出し、手続きを完了しなければならない。

第18条 第22条の規定に該当する者及び当該授業科目の担当教員の許可が得られない者は、再試験を受験することはできない。

第19条 再試験の結果、合格した場合、成績の評価は原則として可とする。

第 20 条 第 17 条に定める受験手続きを完了していない場合及び再試験を欠席した場合は、理由の如何を問わず、当該年度における当該科目の以後の受験を認めない。この場合、当該科目の成績は、定期試験時の評点とする。

2 未修得必修科目の再試験は、次年度に実施するものとする。

第 2 章 試 験 (試験時間・時間割等)

第 21 条 試験時間・時間割等は、別に定める。

(受験資格)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 追試験・再試験及び薬学総合試験において
は、受験手続きを完了していない者
- (2) 第 7 条に定める「履修登録」をしていない者
- (3) 第 4 条の規定により「失格」となった者
- (4) 試験時刻に 20 分を超えて遅参した者
- (5) 学生証を所持しない者
- (6) 授業料、その他納入金を所定の期日までに完
納していない者

(試験欠席届)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当し、第 11 条に定める試験を受けることができなかった者は、当該科目試験終了後、1 週間以内に試験欠席届(必要書類添付)を提出しなければならない。

- (1) 疾病による場合
医師の診断書。診断書には受験できなかった
事由、期間が記載されているものとする。
- (2) 交通事故の場合
警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の
事故・遅延等の証明書(ただし、証明書が発行
されない交通機関等の場合は、速やかに申し出
ること。)
- (3) 忌引の場合
保証人の証明書
- (4) その他緊急やむを得ない事由の場合
理由書

2 前項に定める届出のない者は、受験放棄とみなし、当該科目の履修を無効とする。

3 第 1 項の届出にかかわらず、定期試験を欠席した者で、正当な理由と認められない場合は、当該科目の評点を 0 点とする。

(試験中の不正行為)

第 24 条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わない者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則に基づき処罰する。

2 前項の不正行為については、当該科目並びに当該試験期間中における受験該当科目の評点を 0 点とする。

(受験心得)

第 25 条 受験心得については、別に定める。

第 3 章 進級及び留年

(判 定)

第 26 条 進級及び留年の判定は、教授会の議を経て決定する。

2 学年前期より後期にわたり継続して配当されている科目、又は学年前期もしくは学年後期に配当されている授業科目について、当該学年末に判定を行う。

3 第 5 学年より第 6 学年前期にわたり配当されている授業科目については、第 6 学年前期末に判定を行う。

(進 級)

第 27 条 第 1 学年から第 3 学年は当該学年に配当されている全必修科目を修得した者及び各学年の進級基準を満たした者は、進級とする。

2 第 4 学年においては、次の各号に定める全ての要件を満たした者は、進級とする。

- (1) 当該学年に配当されている全必修科目を修得した者及び当該学年の進級基準を満たした者
- (2) 共用試験に合格した者

第 28 条 進級の基準は次のとおりとする。

2 各学年に配当されている必修科目数(実習科目を除く)の合計の 80%を基準科目数とする。

3 下級学年配当の未修得必修科目がある場合は、その科目の合計数に基準科目数を加算したものを進級に必要な科目数とする。

4 当該学年において必修科目の修得科目数合計が、原則として基準科目数以上の場合は進級とする。但し、第 3 項に該当する者が進級するためには、原則として進級に必要な科目数以上を修得しなければならない。

(留年)

第 29 条 第 27 条及び第 28 条の条件を満たさない者、実習の科目を履修し修得できなかった者は留年とする。

第 30 条 留年した者は、当該学年に配当されている未修得必修科目及び失格・履修無効となった必修科目を再履修しなければならない。

(自由選択科目)

第 31 条 自由選択科目として、薬学基礎研究学科目をおく。

2 薬学基礎研究学科目については、選択履修できる学生数を制限することがある。

3 自由選択科目の単位は、学則に定める卒業必要単位数には含まない。

第 4 章 共用試験

(共用試験)

第 32 条 共用試験は、第 4 学年に行う。試験の可否の判定は、教授会の議を経て行う。

第 5 章 実務実習

(実務実習の履修資格)

第 33 条 実務実習時まで第 1 学年から第 4 学年に配当されている所定の科目を修得し、かつ共用試験に合格した者に対し、実務実習履修資格を与える。

(実務実習の修得)

第 34 条 実務実習を修得したと判定された者は、第 6 学年後期の履修を認める。

2 前項以外の者は、実務実習を再履修しなければならない。

第 6 章 総合薬学研究

(総合薬学研究)

第 35 条 総合薬学研究は、各自の志望する分野について各講座単位で指導を受けるものとする。

第 36 条 総合薬学研究には、実験を主とするコース及び文献による調査研究を主とするコースがある。

第 7 章 薬学総合試験

第 37 条 薬学総合演習の単位認定をおこなうために、第 6 学年に薬学総合試験を行う。

第 38 条 前条第 1 項に定める薬学総合演習を除く必修全科目(実習科目を含む)、実務実習及び選択科目の所定単位数を修得する見込みのない者は、受験することはできない。

第 39 条 受験資格のない者に対しては、未修得科目の再試験を次年度の所定の期日に行い、修得後、受験資格を与える。

第 40 条 前条により受験資格を得た者及び薬学総合試験の不合格者に対して、次年度に再度の薬学総合試験を行う。

第 8 章 雑則

(英語検定試験による単位認定)

第 41 条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

(改廃)

第 42 条 この規程の改廃は教授会の議を経て行う。

(その他)

第 43 条 この規程に定めるもののほか、必要事項は教授会において定める。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 5 年度入学生から適用する。ただし、平成 4 年 4 月 1 日以前に入学した者が平成 5 年 4 月 1 日以後に入学した者と同一学年になった場合はこの規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 8 年度入学生から適用する。但し、平成 7 年 4 月 1 日以前に入学した者が平成 8 年 4 月 1 日以後に入学した者と同一学年になった場合はこの規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。但し、平成 13 年 4 月 1 日以前に入学した者が平成 14 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一学年になった場合はこの規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。但し、平成 20 年 4 月 1 日以前に入学した者については、従前の規程による。

2 前項の規定にかかわらず、学則第 25 条の規定により編入学した者については、従前の規程によ

る。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、学則第 25 条の規定により編入学した者は、当該編入学した学年に適用される規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、総合薬学研究および薬学総合試験に関する条項については、平成 28 年 4 月 1 日現在で薬学部薬学科に在籍する学生に適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日現在で薬学部薬学科に在籍する学生に適用する。

附 則

1 この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第 30 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日現在、薬学部薬学科に在籍するすべての学生に適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。令和 4 年 4 月 1 日現在で薬学部薬学科に在籍する学生に適用する。